

別表十二(十三) 平二十三・四・一以後終了事業年度分

平二十三・四・一以後終了事業年度分

別表十二（十三）の記載の仕方

- 1 この明細書は、青色申告法人で本邦の周辺の水域において石油又は可燃性天然ガスの採掘の事業を営むものが平成11年改正措置法附則第27条第3項《海洋油田・ガス田廃鉱準備金に関する経過措置》の規定によりなおその効力を有するものとされる平成11年改正前の措置法第55条の6第2項から第5項まで又は第7項《海洋油田・ガス田廃鉱準備金》の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 「期首海洋油田・ガス田廃鉱準備金の金額6」には、当期首現在の税務計算上の海洋油田・ガス田廃鉱準備金の金額を記載します。